

配分金基準（第5条関係）

昭和村シルバー人材センター配分金額基準表

作業区分	作業内容	配分金（1時間）	備考
除草作業	刈払機・薬品使用を含む全ての除草作業	地域別最低賃金時間額に15円を加えた額	
剪定作業	特別な技術・知識を要する剪定作業	地域別最低賃金時間額に265円を加えた額	
	上記以外の軽易な剪定作業	地域別最低賃金時間額に15円を加えた額	
重機作業	免許・資格を要する重機作業	地域別最低賃金時間額に265円を加えた額	
清掃作業	危険物等の使用を伴わない軽易な清掃作業	地域別最低賃金時間額に15円を加えた額	
事務作業	特別な知識を要しない軽易な事務作業	地域別最低賃金時間額に65円を加えた額	
農作業	重機等の使用を伴わない軽易な農作業	地域別最低賃金時間額に15円を加えた額	
伐採作業	チェーンソーの使用を含む立木の伐採作業	地域別最低賃金時間額に65円を加えた額	
機器類整備等作業	シルバー人材センター所有の機器類の整備や連絡調整等センターの運営に係る作業	地域別最低賃金時間額に15円を加えた額	
他の作業	上記に記載される以外の作業	上記配分金を参考に発注者とセンターとで協議をした額	

※最低賃金額改正に伴う配分金額の変更は最低賃金の発効翌月より適用する。ただし、改正により最低賃金額の引き下げが行われた場合は、従前の配分金額を適用するものとする。

現場責任者の配分加算額基準表

内容	加算額	備考
通信費	月額5,000円以内	
連絡調整業務	(作業延べ日数+作業件数+10)に1時間あたりの配分金額を乗じた額以内	
その他	上記に定めるもののほか、会長が特に必要と認める額	